岡山県地域人権問題研究集会 2013・基調講演（2013 年 2 月 2 日）

「憲法破壊の政治」を許さず「憲法を活かす政治」をめざして

――今なぜ、基本的人権なのか？――

実行委員長　　小畑　隆資

〔目次〕

はじめに――「研究集会 2013」の意義と構成
一　「憲法破壊」政治の構想――自民党「日本国憲法改正草案」の「国家」構想
（1）日本国憲法 99 条――憲法順守義務
（2）「天皇を戴く国家」――「日本国」の第一規定
（3）「国民主権」――「日本国」の第二規定
（4）「基本的人権」と「公益及び公の秩序」
（5）「立法、行政及び司法の三権分立に基づく統治」――「日本国」の第三規定
二　今なぜ、基本的人権なのか？――基本的人権とは何か？
（1）「基本的人権」――「生命、自由及び幸福追求の権利」（日本国憲法 13 条）
（2）「自然状態」・「自然権」
（3）「社会権」――基本的人権＝自由権と社会権
（4）「素人権」――基本的人権＝自由権と素人権
おわりに――今こそ地域から人権を！

はじめに――「研究集会 2013」の意義と構成

皆さん、今日はご多忙のなかを岡山県地域人権問題研究集会 2013 にご参加いただきありがとうございます。ただいまご紹介いただきました実行委員長の小畑です。よろしくお願いします。

はじめに、本研究集会がどのような経緯で何を課題にして開催されるにいたったのかについてお話しさせていただきます。本研究集会が発足したのは、昨年 2 月 4 日です。

「岡山県地域人権問題研究集会」は、2010 年 5 月 28・29 日に岡山で開催された、全国地域人権運動総連合（全国地域人権連）の第 6 回地域人権問題全国研究集会を準備した、岡山県地域人権運動連絡協議会（岡山県地域人権連）を中心とする 28 団体による現地実行委員会を母胎としています。そこでの経験とその翌年 2011 年 3 月 11 日の東日本大震災と福島第一原発事故の衝撃に促迫されて、岡山でも継続的に人権・民主主義・平和のために取り組んでいる諸団体の継続的な研究交流の場をめざして開催されました。

そこで、私たちは、その「目的」を次のように確認いたしました。

> 「第 6 回地域人権問題全国研究集会（2010.05 岡山市）の成果と教訓の上に、参加諸団体・諸個人の基本課題と取り組みの成果を、人権・民主主義・平和の日本国憲法の基本的価値に照らして、相互に研究し交流する中で、地域における様々な団体・諸個人の運動の経験交流のネットワークをつくることを目的とする」。

また、その「統一テーマ」を、「人権と連帯の花ひらく岡山に――憲法が輝く地域づくり――」とし、その「課題」を次のように設定しました。

> 「地域における「憲法を暮らしに活かす」運動を検証し、「憲法を政治に活かす」道筋をつけることが基本課題である。地域や職場に根ざした「いのちと暮らし」を守る運動を憲法

的価値に照らして検証し、住民自治の地域づくりを目指す。あわせて、「いのちと暮らし」を守る住民自治の運動と市政・県政・国政との関連を検討するなかで、課題解決の道筋を「憲法を政治に活かす」新しい政治のあり方に探る」。

昨年の研究集会の「基調報告」では、以上をふまえて、「岡山県地域人権問題研究集会（実行委員会)」について次のように整理しています。

① 実行委員会および研究集会は、地域における「憲法を暮らしに活かす」運動を検証し、「憲法を政治に活かす」道筋をつけることを「基本課題」として、「憲法を政治に活かす新しい政治」の在り方を探る。

② その際、諸団体・諸個人の岡山という地域に根差した運動や経験を相互に学び合い交流を深めるなかで、全国的、地球的な視野の下に、①の課題を追究する。

③ 実行委員会および研究集会は、参加諸団体・諸個人の相互に自由で対等な立場が保障され、豊かな実りある議論の場となるよう組織され運営される。

こうして、昨年の研究集会は、午前中の基調報告、午後の 5 つの分科会（福祉・教育・労働・地域・憲法)、17 本の分科会報告、そして約 250 名の参加者を得て、ひとまず成功裏に終えることができました。実行委員会に参加の諸団体・諸個人そして参加者すべての皆さんに、この場をかりてあらためて御礼申し上げる次第です。

そこで、実行委員会にとっては、それらの諸課題が昨年の研究集会ではどこまで達成することができたのかが、今年の研究集会にとりくむ際の最初の検討課題となりました。スタートラインに立つことができたという点ではひとまず成功であったと確認したうえでのことですが、やはり、「目的」や「課題」から見てみると、まだまだ多くの課題を残していることが明らかになりました。そのうちの重要な反省点を整理すると、次の 3 点にまとめることができます。

第 1 に、参加諸団体・諸個人が、「人権・民主主義・平和の日本国憲法の基本的価値に照らして、相互に研究し交流する」という「目的」から総括しなければなりません。参加されている諸団体や諸個人の経験に照らしてみる場合、それぞれの固有の課題について固有の視点からさまざまなレベルの運動や取り組みをしてきているという自負も実績もあります。しかし、人権問題に日頃取り組んでいる団体や個人以外の多くは、「人権」とは何か、なぜ「人権」が重要なのかが、かならずしもいつも基本視点となっているというわけではありません。それぞれの固有の課題を追求している諸団体や諸個人が、「人権」を前面に掲げ中心に据えて自分たちの実践を検証してみようというのが、まさに本集会の基本課題であるわけで、その「人権」の認識と共通理解がどこまで深まったのか、その点ではいまだなお不十分ではないかというのが、第一の反省点でした。

第 2 に、「地域における〈憲法を暮らしに活かす〉運動を検証し、〈憲法を政治に活かす〉道筋をつけること」という「課題」から総括しなければなりません。そもそも、参加されている諸団体や諸個人の多くが、必ずしも、「地域において〈憲法を暮らしに活かす〉運動」を課題として前面にかかげているわけではありません。それぞれが、みずからの固有の課題と「地域において〈憲法を暮らしに活かす〉」課題との関連を問われているわけです。こうした論点に焦点が当てられ議論され解明されるという点では、なお不十分ではないかというのが第二の反省点でした。ましてや、「〈憲法を政治に活かす〉道筋をつける」というのは、まだまだこれからの課題です。

第 3 に、参加諸団体・諸個人が「相互に研究し交流する」という「目的」からみてどうだったのかが総括されねばなりません。多く出た議論は、せっかく一つ一つが現実を踏まえた重要な問題を提起した報告であったにもかかわらず、「相互に研究し交流する」という点で、また、上述の二つの視点から検討するという点からも、充分に議論する時間がとれなかったというものでした。

以上の 3 点が、昨年の研究集会についての私たちの反省点です。

さて、以上の反省のうえに立って、今年の「岡山県地域人権問題研究集会 2013」においても、昨年かかげた「目的」・「課題」はその達成にむけて継続的に努力をつづけていくべきものであるとしてそのまま継承し、あわせて「統一テーマ」＝「人権と連帯の花ひらく岡山に――憲法が輝く地域づくり――」についてもそのまま踏襲することにいたしました。

そして、前回の反省点をすぐに解決するというわけにはいかないとしても、本研究集会では、その分科会構成について若干の手直しを行ないました。第 1 分科会として「人権」分科会を新たに設けました。その趣旨は、「現代社会における一人ひとりが解決を迫られている諸問題はたいへん多様化しかつ複雑化している。解決へのとりくみの基本的視点は日本国憲法であり、基本的人権が共通視点として捉まえられなければならない。基本的人権とは何かをあらためて問い直すなかで、今なぜ人権か、人権をめぐる現状と課題を探りその解決の方向を明らかにする」というものです。人権と人権問題をプロパーに議論する分科会を設けて、「岡山県地域人権問題研究集会（実行委員会）」において「人権」についての共通理解を深めていくことができればと考えています。

いま一つ、分科会構成についてですが、昨年第 5 分科会「憲法」としていたものを、今年は「平和・環境・エネルギー」と改めました。憲法はすべての分科会を貫く視点であるのでここだけ「憲法」というのは分かりにくい。そして、昨年の報告が「平和」「エネルギー」が中心であったこと、昨年、重要だと考えながらも掲げることのできなかった「環境」も明示すべきという考えから、「平和・環境・エネルギー」としました。そして、本分科会の設置趣旨を、「人権・民主主義・平和を掲げた日本国憲法は、21 世紀の世界の指針とならなければならない。本分科会では、平和・環境・エネルギー問題の現状と課題を、まさに地球的視野において、憲法視点から検討し、世界のなかの日本の展望を明らかにする」ものとしました。こうして今年は、第 1 分科会「人権」、第 2 分科会「福祉」、第 3 分科会「教育」、第 4 分科会「労働」、第 5 分科会「地域」、第 6 分科会「平和・環境・エネルギー」の 6 分科会で構成することになりました。

さらに、いま一つは、少しでも討論時間を多くとることができるようにということで、午後に開催される分科会の終了時刻を 30 分延長し報告・討論時間をあわせて 3 時間 30 分確保しました。

もちろん以上の手直しで、先述の反省点がすぐに克服されるというわけではありません。研究し交流する場として内容的にもどこまで成果を上げ得るかが重要な課題です。それぞれの参加諸団体や諸個人はそれぞれの固有の課題と目的を自律的に追求されているわけでそれは大前提です。しかし、それを「地域人権問題」としての視点から「研究」「交流」するというのが、「岡山県地域人権問題研究集会（実行委員会）」であるわけです。すなわち、それぞれが固有に追求している諸課題を、日本国憲法の基本的価値である基本的人権・民主主義・平和の視点から見直し再検討し、「人権を基軸にした地域づくり」をめざす研究・交流のネットワークを構築していくことが、「岡山県地域人権問題研究集会（実行委員会）」の基本課題であるわけで、そこにその存在意義があります。

こうした目的や課題の実現が決して簡単ではないことは十分に承知しているところです。可能なところから着実に一歩一歩と積み重ねてその道を切り開いていくしかありません。この点ではまだまだ手探りの状態であることは否めません。今年の議論のなかで、少しでも次への前進の手がかりをつかむことができればと思います。

しかしながら、現実の政治の現状を見てみるとそれほどノンビリとしている余裕がないのも明らかです。日本国憲法破壊の政治を掲げた自民党が、昨年 12 月に政権復帰し、安倍晋三自民党政権が、その憲法破壊の構想に着手しつつあるのを見ても、私たちが掲げる目的と課題はいまや喫緊の課題であることは間違いありません。また、憲法を敵視しその破棄を公言してはばからない石原慎太郎・前東京都知事が橋下徹・大阪市長とともに代表として率いる日本維新の会が、昨年の総選挙を契機に国政に進出し第二党に迫ろうとしている事態も、こうした自民党の憲法破壊

構想に拍車をかけるものです。

日本国憲法の基本的人権・民主主義・平和を暮らしと政治に活かすことを課題に、人権と連帯の地域づくりを目指す「岡山県地域人権問題研究集会（実行委員会）」は、自民党や日本維新の会の憲法破壊構想とはまったく相容れないものです。

そこでまず、本基調講演では、第一に、自民党が昨年 4 月 27 日に決定した「日本国憲法改正草案」がなぜ憲法破壊構想なのか、その問題点を人権・民主主義・平和の基本的視点から確認し、ここ 20 年間の日本政治の憲法敵視の政治の流れの中に位置づけてその憲法視点からの意味を明らかにしておきたいと思います。とくに、自民党や民主党や日本維新の会などが掲げる「決定できる政治」という政治的リーダーシップの主張は、政治権力をチェックしコントロールするという憲法の基本性格に対する真正面からの攻撃です。政治権力担当者の政治責任を主権者たる有権者に問わせず、すべてを主権者の自己責任に転嫁し、政治的リーダーシップ＝「決断できる政治」、すなわち、「権力行使の無制約な自由」を追求してきており、まさに、それこそが、資本の自由を政策原理とするいわゆる新自由主義の政治的性格です。そのプログラムの最終ターゲットが憲法破壊であるわけです。そこで、まず、本基調講演の第一の柱として、自民党の「日本国憲法改正草案」を中心に、憲法破壊の政治的・憲法的意味を確認しておきたいと思います。

第二に、こうした憲法敵視の主張と政治の流れに共通しているのが、日本国憲法の根本にある基本的人権の無視ないし敵視です。そこで、あらためてそれぞれの人権理解を交流し検証して共通理解を深めるとともに、憲法破壊の構想と対決していく基本視点として人権理解を深めることの重要性を確認することが、本研究集会の重要課題となります。そのためのたたき台を提起することが本基調講演の第二の柱となります。ここで提起される基本的人権理解はひとつのたたき台にすぎないものです。人権理解をふかめその視点を基礎にして日本国憲法を暮らしと政治に活かすことがいまほど求められているときはありません。ぜひ皆さんとともに考えていきたいと思います。

一　「憲法破壊」政治の構想――自民党「日本国憲法改正草案」の「国家」構想

(1) 日本国憲法 99 条――憲法順守義務

自民党の「日本国憲法改正草案」（以下「自民党草案」）の最大の問題は、日本国憲法の基本的な枠組みのなかで、一部の条文を手直ししようというものではなく、憲法そのものの基本的な性格を根本的に改悪し、日本国憲法そのものをまったく破壊しようとする点にあります。それをもっとも明確に示しているのが、99 条の改悪です。

日本国憲法 99 条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定されています。

実は、この条文は、現在の天皇が 1989 年 1 月 8 日に即位後におこなった朝見の儀における「お言葉」解釈をめぐって問題となったことがあります。それは、総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官など三権の長を中心とする政権トップを前にして、天皇が、「ここに、皇位を継承するに当たり、……皆さんとともに日本国憲法を守り、これに従って責務を果たすことを誓い」云々と述べたものです。これは、天皇が「皆さんとともに日本国憲法を守ることを……誓う」と明言した点で画期的なものでしたが、問題は、ここでの「皆さん」とは誰を指しているのかです。当時のマスコミは、「皆さん」を「国民」と受け止めている様子であり、また「助言と承認」（3 条）をあたえた当時の竹下内閣もそうした意味合いをもたせて「皆さん」としたのではないか。そうだとすればまったく日本国憲法の基本的性格に反する理解であると、高橋和之・東京大学法学部教授（当時）が問題を提起されたのです。「もし内閣が、国民も同様に憲法遵守義務を負うのだという、立憲主義の論理を形骸化しかねない考えを、天皇の『お言葉』を借りて国民の意識の中に滑り込ませようとしたとすれば、これはなかなかの曲者で、用心が必要である」。

（「天皇の国事行為について思う」、岩波書店編集部編『昭和の終焉』、岩波新書、1990 年、所収）と警鐘を鳴らされたわけです。

なぜ、「皆さん」を「国民」と解することがそんなに問題なのか。高橋氏の説明をそのまま引用させていただきます。

「天皇は、憲法第 99 条によって、憲法遵守義務を負っている。憲法第 99 条はこう規定している。

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

この条文において、憲法を尊重し擁護する義務を負う者の中に、国民は挙げられていないことに注意していただきたい。もちろん、だからといって、国民は憲法を尊重する必要もなければ擁護する必要もない、などというのではない。当然、国民も憲法を尊重し擁護しなければならない。しかし、それは、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」の負う義務とはまったく違った意味においてである。

憲法は、権力の担い手、すなわち、支配者あるいは統治者、を規律する法規範である。このことを、「憲法の名宛人は統治者である」と言っている。国民主権の下では、憲法を制定するのは国民である。だから、日本国憲法も国民が制定したという建前を貫いている。日本国憲法前文で、『日本国民は……ここに主権が国民に存在することを宣言し、この憲法を確定する』と述べているのが、それに当たる。国民は、憲法を制定することを通じて、統治者に権力を授け、同時にその権力を制限する。そして、統治者に対してこの憲法を守ることを命じ、守る限りにおいてその権力に服することを受諾するのである。憲法は、主権者たる国民が統治者に課した法規範であり、だから統治者は憲法を守る義務を、国民に対して負うのである。それに対し、国民は憲法の制定者であって、憲法の名宛人ではない。だから、憲法を守る義務を負わない。少なくとも、統治者と同じ意味では負わない。国民は憲法を守らせる立場にある。だから、統治者が憲法を守るよう監視する『義務』を負う。しかし、それは、義務だとしても、統治者に対する義務ではなく、むしろ国民同志の間で相互に負う義務である」。

それゆえ、高橋氏によれば、この天皇の「お言葉」の意味は、天皇が、公務員を代表する三権の長を前に、「皆さんとともに」、「日本国憲法を守る」ことを、主権者たる国民に「誓う」、というのが「お言葉」の意味となるわけです。「皆さん」とは、「国民」ではなく、99 条で憲法順守義務を課された三権の長以下の公務員を指しているわけです。

このように、99 条は、まさに憲法を「国の最高法規」（98 条）とし、「基本的人権」を「侵すことのできない永久の権利」（11・97 条）とする規定とあいまって、憲法の基本性格を明確に規定したものにほかありません。それはまた、「日本国民は……ここに主権が国民に存在することを宣言し、この憲法を確定する」とする憲法前文と照応するものです。

この 99 条が「自民党草案」ではまったく異なるものに書き換えられています。「自民党草案」では、それは、102 条となっています。

「（憲法尊重擁護義務）

第102条　全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2　国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う」。

２点において大きく書き換えられていることがお分かりかと思います。一つは、第1項で、それまでになかった「国民」の「尊重擁護」義務が規定されたことです。そして、さらに問題なのは、第2項で、現行憲法の規定をそのまま残しているかに見えてまったく異なるのは、「天皇及び摂政」が「尊重擁護」義務から除外されたことです。

こうして、この「自民党草案」においては、誰がこの憲法の制定主体なのかはあいまいなままにして、その名宛人が、現憲法とはまったく異なる構造に改変されています。すなわち、ここで

は、国民が憲法の「尊重擁護」義務を負わされるのに対して、「天皇及び摂政」は憲法の「尊重擁護」義務を解除されているわけです。

(2)「天皇を戴く国家」――「日本国」の第一規定

この構造は、「自民党草案」では、前文に「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」であるとの「日本国」の第一規定に表現されることになります。そして、第1条の「天皇は、日本国の元首」とする規定、第3条の「日章旗」・「君が代」の「国旗」・「国歌」規定と国民の「尊重」義務規定として具体化されることになります。

一方で、国民は憲法制定主体から退けられて憲法順守義務を課せられ、他方で、天皇は憲法順守義務から解除されて「日本国の元首」となり、「日本国」は「天皇を戴く国家」となります。そして、その「日本国」の「国旗」・「国歌」が日の丸・君が代でありその尊重義務を国民が負うというのが、まずこの「自民党草案」の憲法＝国家構想の最も重要な規定とされているのがお分かりかと思います。

これが「自民党草案」の根本的性格で、日本国憲法の「憲法」とはまったくその基本性格において異なっています。まさに日本国憲法の改正などというものではなく、憲法破壊の構想であることは明らかです。「憲法破壊」あるいは「憲法破棄」といった言説が、安倍政権や日本維新の会をめぐって登場してきているのもうなずけます。

(3)「国民主権」――「日本国」の第二規定

ではこれは完全に明治憲法の天皇主権の復活なのかどうか。それはそう単純に断定できないところが曲者の曲者たるゆえんです。「自民党草案」前文の冒頭の文章は次のとおりです。

> 「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」。

「天皇を戴く国家」は「国民主権」の国家であるとされているからです。これは、「自民党草案」1条の「 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」との規定にも照応しています。 すなわち、天皇の「地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」との規定です。「日本国」は、「国民主権」の「国家」であるというのが、「自民党草案」の「日本国」の第二規定です。

しかしながら、いったい憲法順守義務を解除された天皇の「元首」規定と、「国民主権」の規定がどう矛盾なく結合するのでしょうか。その形式矛盾を突いて「自民党草案」のずさんさをけなしているだけでは恐らく足をすくわれることになります。

日本国憲法における「国民主権」の論理構造は次のように組み立てられています。私たち一人ひとりは、すなわち、「個人」（individual、13条）は、「侵すことのできない永久の権利〈＝自然権〉」（11・97条）＝「基本的人権」（11・97条）＝「生命・自由及び幸福追求の権利」（13条）の担い手として、憲法の論理的基点に位置づけられています。そして、そうした「個人」の集合としての「人民」（people）が、「日本国憲法を制定」して「国民」（the people）あるいは「日本国民」（the Japanese people）を形成するという構想です。それが、「国民主権」すなわち「主権が国民に存すること」（前文）の意味です。私たちは、日本国憲法を制定する行為、そしてそれは「不断の努力」によって憲法を実践する行為を通じて、「日本国民」となるわけです。その「日本国民」の基本的人権を擁護する制度が「国家」で、それは立法権（国会）・行政権（内閣）・司法権（裁判所）の三権から構成されています。この三権の関係と権利・義務およびその「代表者」（前文）の権利・義務・選出手続を規定したルールが、日本国憲法です。それはまさに私たちの基本的人権を守るための制度構想であり、その国家＝三権を担う、権力担当者に、恣意的な制度運営ではなく、このルールに従って政治をしなさいと与えたものが、日本国憲法であるわけです。まさに日本国憲法は、私たちが基本的人権の担い手として自由な主体と

して、政治のそして国家の主人公となることを保障するものです。「国民主権」は以上の意味において日本国憲法においては構想されています。

ところが、「自民党草案」においては、その意味はまったく逆立ちさせられることになります。そこで構想されている「国民主権」とは次のようなものです。そこでは、まず「国家」の概念がまったく別の内容にすり替えられています。日本国憲法における「国家」とは基本的人権擁護の制度でありそのための権力担当者に守らせるルールの体系であることはすでに述べた通りです。しかし、「自民党草案」では、「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」としてまず規定されています。ここでの「国家」概念の出発点は、「個人」ではありません。おそらくその意識は明確で、「自民党草案」では、憲法13条の「すべて国民は、個人として尊重される」の「個人」は、わざわざ「人」に書き換えられています（『古事記』の「青人草」を思い起こさせます）。ところが、「自民党草案」では、「個人」以前に「国家」は在るものとして構想されています。それが、「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」という規定です。ここでは「国家」は制度あるいはルールの体系としてよりは「歴史」と「文化」の視点で捉まえられており、日本国憲法以前、明治憲法以前、どこまでさかのぼるつもりでいるのか、ある時点から一貫して一つの「国家」があることが想定されています。ここでは、「個人」や「人民」が登場する以前に、「天皇を戴く国家」と「天皇を統合の象徴」とする「国民」が同時に登場してきています。ここでは、私たちは、「天皇」によってすでにはじめから「統合」されているものとして規定されており、私たちは意識しようとしまいと、すでにはじめから「天皇を戴く国家」の一員にされているわけです。すなわち、私たちは「生まれながらに」「天皇」「国家」の一員であり、その意味で「生まれながらの」「日本国民」として構想されています。すなわち、ここでは、「天皇を戴かない」人々は「日本国民」ではない（「非国民」）と宣言されているのです。

これが、日本「固有の」「歴史」と「文化」の「伝統」であるというのがその前提とされている考え方ですが、単なる一つの考え方あるいは構想であって、「自民党草案」を構想した人たちの頭の中にしかないものです。なぜなら、「歴史」や「文化」、その「伝統」がいかなるものなのかは、まさに意見の分かれるところのものです。一部の人々の頭のなかにある「歴史」「文化」「伝統」の考えを、あたかも日本に住む人々すべてが当然受け入れるべきものとして、憲法において宣言しましてやそうした考え方を基本において憲法を構想するというのは良心・思想・信教・表現そして学問の自由を真っ向から踏みにじるもので許されることではありません。日本国憲法は、良心・思想の自由（19条）、信教の自由（20条）、表現の自由（21条）、学問の自由（23条）を、「個人の尊厳」（24条）そのものであるとして、「個人」として「尊重」（13条）することを国家に義務づけています。これらの自由はまさに「人」を「個人」として成立せしめる最も根本的な自由であるわけで、「侵されることのない永久の権利」として、「国家」の介入をゆるさない神聖な領域として保障しているわけです。日本国憲法「前文」が、日本国憲法の構想原理を「人類普遍の原理」として高らかに宣言することができた所以です。「自民党草案」は、「普遍性」ではなく、日本の「固有性」、日本の特殊性を前面に謳いあげて、狭隘でかつ勝手な「固有性」を、権力的に上から押しつけようとしているものです。ここでの「国民主権」は、あらかじめ「天皇を戴く国家」によって制約されがんじがらめにされています。ここに「主権」という言葉を使うことはまったくのマト外れで、日本国憲法のいう「国民主権」とは似ても似つかぬ内容となっています。それゆえ、ここにいう「国民」概念も、「天皇を戴く国家」において「歴史」的に存在してきた人々すべてを含んだ意味での「国民」という内容に転換していることになるわけです。こうして、「天皇」も「国民」も過去に縛られ過去から逃れられない存在として呪縛されていくことになります。

ところで、「自民党草案」では、天皇を「国家元首」とたてまつりながら、天皇が直接国家権力の意思決定や権力行使の主体として措定されているわけではありません。たしかに、そこでは、

「歴史」や「文化」や「伝統」を根拠に「天皇を戴く国家」とすることを企図しているのですが、日本国憲法同様、天皇は政治権力の実際の行使者とはされていません。「天皇は、この憲法に定める国事に関する行為を行い、国政に関する権能を有しない」（5条）と明確に規定しているとおりです。すなわち、実際の権力担当者ではなく、まさに、日本の「歴史」「文化」「伝統」を体現する者として、その意味で「国民統合の象徴」として規定されているわけです。これが第一次安倍晋三内閣の時に教育基本法改悪においてめざされたことであり、教科書とりわけ歴史教科書への介入として試みられてきたことであり、君が代・日の丸の学校での強制などによってこれまでもとりくまれてきている背景にある考え方です。最近では、環境や自然保護などの取り組みにおいても、日本の自然、そこでの日本的神々への再評価キャンペーンとして繰り広げられてきています。天皇は、国民の精神を支配する役割を与えられて、最大限活用されてきており、「自民党草案」の構想においては憲法的裏づけもともなって、それが強権的に進められていくことになるはずです。

(4)「基本的人権」と「公益及び公の秩序」

他方で、「自民党草案」においてはまた、「国民主権」といいながらその国民を精神内部から「天皇を戴く国家」へと縛りつけ呪縛していくことを背景に、国民が、基本的人権の担い手として、国家権力に対しての要求を立法化させ公正に施行させ検証させていくという、主権者としての当然の権利の行使を制限することが構想されています。もっとも重要な基本的人権の規定についてみておきます。「自民党草案」では以下の11・12・13条にあたる規定です。

「（基本的人権の享有）

第11条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

（国民の責務）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

（人としての尊重等）

第 13 条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福 追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない」。

11 条だけを見れば、若干の字句の修正はあるもののほとんど現行憲法どおりで、基本的人権条項は守られたとホッとする向きもあるかもしれません。しかし、それは、憲法全体の構造のなかで意味づけられなければなりません。すなわち、これまでみてきたような「国家」、「国民」、「国民主権」についての考え方がその大前提にあるからです。

まず 12 条からみていきます。現行憲法 12 条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」となっています。この前半部分の意味は、まさに、基本的人権は、「国民の不断の努力」すなわち君主や国家権力をチェックもコントロールもしないで放置しておくといつまた危険にさらされるかも知れないので、その保持には国家権力の動向に警戒し不断の努力を忘れてはいけないというものです。それゆえ、それは、現行憲法 97 条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」との規定にまさに対応しているものです。ところが、「自民党草案」はまさにその意味を逆転させて、国家権力へのチェックやコントロールの「不断の努力」ではなく、「公益及び公の秩序」に反しないように「責任

及び義務」を自覚する「不断の努力」へとまったく意味内容が改変されているのです。そして、この 12 条に、現行憲法にはない（国民の責務）との題を付しているのです。「自民党草案」は、おそらくこうしたことを意識してのことだと思いますが、現行憲法の 97 条を、ばっさりと削除してしまいます。13 条においても、基本的人権は「公益及び公の秩序」の前に制約を課せられることなります。もちろん、現行憲法 12 条は、「公共の福祉」に対する「責任」を課しています。しかし、この「公共の福祉」は基本的人権を基礎に置いての概念であるという点で、「自民党草案」の「公益及び公の秩序」とは大きく異なります。もちろん、「公益及び公の秩序」とは基本的人権を基本としているのだと主張することはできます。だが、それは「自民党草案」では何の保障もありません。なぜなら、そこでの「公」とは、すでに見たように「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」を指しているからです。

この「公」概念は、基本的人権を秩序＝公の基本視点とする現行憲法の国家＝公の観念とはまったく異なっています。国家権力の諸機関の権利義務関係と国民への責任を規定した日本国憲法の国家＝公観とは全く異なる、「天皇戴く国家」が、憲法にそのまま国家＝公概念として導入されています。こうした「国家」＝「公」概念の前では、いくら基本的人権を条文の一つとして掲げても、その意味と憲法上の位置はまったく異なるもので、大きく制約されているものになります。

こうして、選挙のときには、「国民が主人公」とたてまつりながら、その実、国民が主人公となることを保障する基本的人権に大幅な制約を課して、実際は、国民が国家の権力行使をチェックしコントロールすることを抑え込んでいこうとするのが「自民党改正草案」の構想です。

こうした国民が政治的主体として基本的人権を行使することを、「公益及び公の秩序」でいわば政治的・法的に抑制すること、そして、天皇を使った国民の精神的支配でそれを内面から制約すること、この二つを柱として基本的人権の行使を抑え込んでいこうというのが、まさに「自民党草案」にみる、国民支配あるいは統治の構想と言ってよいでしょう。

(5)「立法、行政及び司法の三権分立に基づく統治」――「日本国」の第三規定

この「自民党草案」においては、「天皇」も「歴史」「文化」「伝統」に呪縛された存在とされ、しかも「国政に関する権能」から排除されているわけですから、ここでは天皇の意思は自ら形成するものとしては想定されてはいません。「天皇を戴く」と言いながら実は天皇を「戴いて」天皇を動かす主体は別に想定されています。また、日本国憲法で保障されている基本的人権を「公益及び公の秩序」なるもので抑え込み制約を課すことができるのは、いったい誰かが、これまた、最大の問題です。「天皇」でも「国民」でもないことは、今まで見たように明らかです。そこで、あらためて、「自民党草案」の前文冒頭のところを見てみます。

> 「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」。

「日本国」の第一規定としての「天皇を戴く国家」、第二規定としての「国民主権」についてこれまでみてきたのですが、実は、最後に、「立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」という第三規定が、目立たないようさりげなく言い添えられていたのです。これまでに明らかなように、「日本国」は「天皇」と「天皇を国民統合の象徴として戴く」「国民」から構成されています。その「日本国は、……立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」と規定されているのです。これが「統治」の政治的主体を明言した「日本国」についての第三規定で、最も重要な規定です。天皇の忠実な「臣下」のような顔をし、国民に対しては少なくとも選挙のときだけは忠実な「公僕」のように装いながら、ここに、「日本国」の真の「統治」者は誰かが明言されているわけです。日本国憲法では、「日本国民は、正当に選挙された国家における代表者を通じて行動（する）」とその前文冒頭で明記されているように、あくまで三権の長は「代表者」であって、行為主体は「日本国民」とされています。「自民党草案」では、「統治」の主体が

「三権の長」でありその選出権をもつ政権政党であるのに対して、国民は統治の客体として扱われているわけです。「天皇」を神棚に祭り上げ、「国民」をお客様あつかいする装いの下で客間に閉じ込め、実は一家（国家）の主人として実権を掌握しようとするのが「自民党草案」の国家構想といえます。「自民党草案」で想定されている「統治」の主体が自民党であることは言うまでもありません。そして、日本維新の会が第二党として進出してくる場合には、自民党と日本維新の会の「二大政党」による「統治」というおそるべき事態が現出してくることになるわけです。

「統治」という言葉は現行憲法には明記されてはいません。現行憲法では、まさに、国家権力の三権としての立法権・行政権・司法権の行使の主体とその条件が明記されて、しかも、それが「分立」しているがゆえにそこに一体としての「統治」なる概念は登場してきてはいません。そこでは三権分立とは基本的人権の制度的保障として構想されているからです。「自民党草案」では、「三権分立に基づく統治」として何か一体的な「統治」があるかのように描かれています。自民党や日本維新の会が、民主党もそうですが、これまで「決断できる政治」を求めて強力な「統治」のための一元化を追求してきています。とりわけ、立法府（立法権）と行政府（行政権）の一体化、行政府（内閣）における首相の権限とリーダーシップの確立が、一貫して追求されてきています。すなわち、強力な一元的「統治」をめざして、「与党と内閣の一体化」（小沢一郎『国家改造計画』、1993年）あるいは、「官邸主導」（清水真人『官邸主導』、2005年）あるいは「首相支配」（竹中治堅『首相支配』、2006年）が一貫して追求されてきているわけです。また、いったん選挙で選出されたらあとは「白紙委任」という主張も出されてきているのはご承知のとおりです。橋下徹・大阪市長（当時）は「選挙では国民に大きな方向性を示して訴える。ある種の白紙委任なんですよ」（2012年2月12日付「朝日新聞」）と臆面もなく発言しています。どれも、「統治」主体としての権力担当者が、国民や市民のチェックやコントロールから解放された権力の自由な行使を追求してきているわけです。いわゆる新自由主義の「自己責任」とは、この日本国憲法で保障されている国家権力に向けられた主権者国民のチェックとコントロールを断ち切り無力化する言説であったわけです。一方における、資本の自由と権力の自由（その背後にあるアメリカの自由）、すなわち、資本と権力の無責任。他方における、国民の不自由（個人の不自由）、すなわち、「自己責任」。これがいわゆる新自由主義なるものの正体にほかなりません。

そして、「自民党草案」では、それは、日本国憲法9条の改変による「国防軍」構想と緊急事態条項の導入（「自民党草案」98・99条）で完成されることになるわけです。この点についてはすでに、多くの議論が出されてきていますので、ここでは、時間の都合もあり割愛いたします。

こうした「自民党草案」にみる憲法＝国家構想は、現行憲法下においても着実にそのプログラムの具体化がすすめられてゆくことになります。現に、安倍晋三内閣において、この夏の参議院選挙まではゆっくりとそしてその結果次第では一気に着手されていくことになることは大方の予想どおりではないかと思います。

二　今なぜ、基本的人権なのか？――基本的人権とは何か？

さて、以上において、今なぜ、基本的人権を真正面にかかげなければならないのかは、明かになったものと思われます。日本国憲法の最重要の政治原理であり、「自民党草案」の国家構想の対極にある政治原理であるからです。基本的人権を欠いた平和は奴隷の平和であり、基本的人権を欠いた民主主義の極北はファシズムです。基本的人権を高くかかげて、基本的人権を暮らしと政治に具体化していくことが、「自民党草案」とその具体化に対決していく基本戦略となるわけです。そこで、あらためて基本的人権とは何かについて整理しておきます。もちろん、この理解が本研究集会（実行委員会）の共通見解というわけでは決してありません。一つのたたき台としてご検討いただければと思います。

(1)「基本的人権」――「生命、自由及び幸福追求の権利」(日本国憲法 13 条)

日本国憲法の基本的人権について考えていきますが、まずは、基本的人権と言えば、中学校の『公民』にも紹介されている、「人間は生まれながら、自由で平等な権利をもつ」というフランス人権宣言(1789 年)の規定を思い浮かべられる方が多いと思います。しかし、「生まれながら」という言葉それ自体は日本国憲法にはありません。もし、それに相当するものを探すとするならば、それは、「侵すことのできない永久の権利」(11・97 条)という規定です。これはアメリカの独立宣言(1776 年、岩波文庫版『人権宣言集』)の「奪いがたい天賦の権利」が、日本国憲法に持ち込まれたものです。では、「侵すことのできない永久の権利」すなわち「奪いがたい天賦の権利」とは何か。それが日本国憲法 13 条の「生命・自由及び幸福追求」の「権利」であり、これもアメリカ独立宣言の「生命・自由及び幸福追求の権利」(life, liberty and the pursuit of happiness)をそのまま取り入れたものです。

これから、こうした諸規定の意味について考えていきます。その際、ジョン・ロックの『市民政府論』(1690 年、鵜飼信成訳、岩波文庫)が重要な手がかりとなります。なぜなら、ロックの思想とくにその「生命、自由及び財産」という思想がアメリカ独立宣言(「生命、自由及び幸福追求の権利」)を経由して一方ではフランス人権宣言(「人間は生まれながら、自由で平等な権利をもつ」)に継承され、また、他方で GHQ を経て日本国憲法 13 条(「生命、自由及び幸福追求の権利」)に継承されてきているからです。そこで、「生まれながら」(ロックにおいてこの言葉に該当するのは naturally で鵜飼訳では「天然自然には」と訳されています。あるいは by nature で、鵜飼訳では「生まれながら」と訳されています。ロックはともに同じ意味で使っていることを明言していますが(§54)、それは、「自然状態(a state of nature)においては」という意味であることが明らかにされています。すなわち、「生まれながら」とは、「自然状態においては」という意味において使われているわけです。

ロックによれば、「自然状態」とは、「第一に、確立され、安定した、公知の法が欠けている」(§124)、「第二に、……一切の争いを確立した法に従って権威を以て判定すべき、公知の公平な裁判官が欠けている」(§125)、「第三に、……判決が正しい場合に、これを支持し、それを適当に執行する権力がしばしば欠けている」(§126)と規定しています。第一に立法権(立法府)、第二に司法権(司法府)、第三に行政権(行政府)が欠如している状態です。一言でいえば、「人間相互の間を裁判する権限をもった共通の上級者を全く地上にもたない状態」(§19)です。すなわち、「国家」すなわち権威と権力を備えた三権の制度あるいはルールの体系が欠如している状態です。それゆえ、「生まれながら」とは「自然状態では」という意味であり、それは、決して文明以前的な歴史的段階を指す言葉でもなく、ましてや、個々人の出生との関連での言葉でもなく、国家や憲法が存在していない、国家以前、憲法以前的な状態を指していたわけです。すぐにそういう歴史的事実はないという反論が「自然状態」論に浴びせかけられますが、それは、ロックにおいても百も承知の話で、歴史的事実を語っているわけではありません。社会や国家を構想する論理的想定で、そこで、想定されている基本的人権に相当するものが、自然の権利としての「自然権(natural rights)」です。国家あるいは憲法によって保障されようがされまいが、「生まれながら」の状態、すなわち、「自然状態」において、人間がもっているのが「自然権」です。日本国憲法はこれを「侵すことのできない永久の権利」(11・97 条)と表現しているわけです。

(2)「自然状態」・「自然権」

こうした「侵すことのできない永久の権利」としての「基本的人権」が、ロックにおいては「生命、自由及び財産」(§123)です。では、「生命、自由及び財産」とか、その財産をより広く解釈した「生命、自由及び幸福追求の権利」というこの言葉は、何を意味しているのでしょうか。これを文章として説明してくださいと問われた場合、どう答えるのでしょうか。その問いに答え

ているのが、ロックの次の文章です。

「われわれは、すべての人間が天然自然には（naturally）……、完全に自由な状態（a state of perfect freedom）であって、そこでは……、自らの適当と信ずるところにしたがって、自分の行動を規律し、その財産と一身とを処置することができ、他人の許可も、他人の意志に依存することもいらないのである。

それはまた、平等の状態（a state of equality）でもある。そこでは、一切の権力と権限とは相互的であり、何人も他人より以上のものはもたない。……互いに平等であって、従属や服従があるべきではない、ということは明々白々である」（§4）。

ここで、「天然自然には（naturally）」という意味が「自然状態」を指していたことはすでに見たとおりです。この文章でまず重要なのは、下線部をほどこした「自らの」「自分の」「その（自分の）」と「他人の」「他人の」という対の形で述べられている点です。あたりまえのことですが、「基本的人権」という場合、これは、「自分」と「他人」の関係を律する基本原理であり、社会の形成原理であるわけですから、そこでは、まさに「自分」と「他人」の関係において規定される必要があるわけです。何をめぐっての「自分」と「他人」の関係なのか、それが「生命」「自由」「財産」をめぐってであることは先の文章から明らかです。自分の「一身」すなわち「生命（肉体）」と「行動（自由）」および「財産」の処置は、「自分の信じるところにしたがって処置ができる」のであって、「他人の意志」も「他人の許可」もいらない、というのが「生命、自由及び財産」の意味することであるというのがお分かりいただけたと思います。「自分の〈生命・自由及び財産〉をどう処置するのかは〈他人の許可〉や〈他人の意志〉に〈依存〉することなく自分自身で決めることができる」。これが、ロックの「基本的人権」規定です。ロックは「基本的人権」という言葉は使っていませんが、「生命自由及び財産（lives, liberties and estates）、すなわち総括的に私が所有権（property）と呼ぼうとするもの」（§123）と言っているように、「生命・自由及び財産」をプロパティ（property 固有権）と総称しています。プロパティは所有権・財産権とも訳されますが、ここで重要なことは、プロパティの根幹に「生命・自由」が据えられていることです。単なる財産にたいする所有権ではありません。自分の生命、自分の肉体、自分の自由は、他者のものではなく、また他者に依存して処置するものではなく、自分自身にとって固有のもので、自分自身にしかその処置を決めることができない。それが、根本にあるからこそ、自分の財産も自分が自分の意思で処置することができるわけです。単なる所有権・財産権ではなく、自分だけが他者の意思に依存することなく自由に決定することのできる自分だけに固有の権利、これがロックのいうプロパティすなわち固有権です。それゆえ、固有権は自由権であるわけで、それは、自分の「生命・自由及び財産」は、自分自身が自分の意思でどうするかを決定することができる自由、すなわち、自己決定権であるわけです。

そして、このプロパティ＝固有権＝自由権は、まさに、平等であるとロックは言います。すなわち、自分の「生命・自由及び財産」は自分自身が自分の意思でどうするかを決定することができる自由権は、すべての人間にまったく平等である。「出生」や「年齢」や「才能」あるいは「徳」があるかないかまた「財産」所有などにおいて、実際の不平等はたしかに存在しています。それはロックも認めている通りです。しかし、自分の「生命・自由及び財産」についての自己決定権は、まったく平等であるというわけです。「人間相互の間を裁判する権限をもった共通の上級者を全く地上にもたない」自然状態においては、自己の「生命・自由及び財産」の自己決定権は「自然的権利」＝「自然権」として各人平等に持っており、また、それを他者の侵害から防衛する三権すなわち「自然権力」（natural power）（§87）を平等にもっていると言います。すなわち、「一切の権力と権限とは相互的であり、何人も他人より以上のものはもたない」というわけです。かつてテレビ番組かなにかで、「なんで人を殺すのがいけないのですか」と質問されて出演者が誰も答えることができなかったという話を聞いたことがありますが、それは、基本的人権の視点からするならば、「それは他人の生命であってあなたのものではないからです」というのが当然

の回答となります。逆に言えば、「なぜあなたは他人の生命があなたのものだと言えるのですか」と問いなおされることになります。これに対する肯定的な回答は、武士の切捨てごめんのような人間を上下の関係においてとらえる視点、すなわち、特権者と非特権者として人間を見るという視点からしかできません。それは、封建社会あるいは奴隷制社会です。

以上にみたように、自然状態とは、国家は存在していない状態ですから、立法権・司法権・行政権も行政権に含まれる武力行使権も各人が一身にもっている状態であるわけです。

こうした自然状態はどこにあるのかと問われて、ロックは当時の国際関係をあげています。そこでは、君主と君主の関係はまさに自然状態であるというわけです。現代社会にあってもいつでも自然状態は出現します。もし暴漢に襲われ生命の危険にさらされたときに、国家に救いを求めているあいだに自らの生命が絶たれるかも知れないという時には、自然権すなわち自身で三権を行使し武力（棒切れでも何でも良いのですが）を行使するしかない状態が現出します。このときには自力救済で自ら権力を行使し、場合によっては相手を殺害することがあっても、それは自然権の行使として、すなわち正当防衛として罰せられることはありません（もちろん過剰防衛ではないかと後で警察や裁判所で厳しく審査されることになるのですが）。みずからの基本的人権が侵害されたときに「上級の権威」に訴えることができない状態が自然状態です。「いじめ」や「体罰」で自らの生命を断つという悲劇が起きていますが、中学生や高校生あるいは大人の多くが深刻な人権侵害を受けながらどこにも訴えることができないでいるという状態は、人権保障の体系であるはずの日本国憲法下の国家で起きているという点できわめて深刻です。日本国憲法を敵視し無視する政権政党の責任が深刻に問われなければならないと思います。

ところで、こうした自然状態では、「プロパティの享受は、はなはだ不安心であり、不安定」で「たとえ自由であっても怖れと不断の危険とに満ちている」（§123）と、ロックは言います。こうして「社会契約」すなわち「原始契約」（original compact、§97）によって「市民的社会」（(civil society、§87）を形成することになるわけです。すなわち、「結合して一団をつくり、訴うべき一の共通の確立された法と裁判権とをもっていて、それが自分達の間の争いを決定し、また犯人を処罰すべき権威をもっている場合にはこれは、相互に市民的社会をなしている人々である」（§87）というのです。それゆえ、そこでは、「成員の一人一人」は、「この自然の権力（natural power）を放棄」（§87）することになるわけです。三権は国家として構成され社会の上に立つことになります。しかし、こうした国家形成の目的は、基本的人権（プロパティ）の擁護にあり、封建社会や奴隷制社会とはまったく性格を異にした権力です。こうして、不安定で不断の危険にさらされていた「自然権」は憲法によってすなわち国家によって保障された「市民権」（civil rights）として確立されることになるわけです。

私たちにおいては、1946 年 11 月 3 日に、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定する」とした「日本国憲法」の公布によって形をととのえ、1947 年 5 月 3 日の施行によってそうした国家建設を行い今につづく国家すなわち三権の組織とそのルールの体系が始まったわけです。私たちにとっての建国記念日は、5 月 3 日となるわけです。「天皇を戴く国家」構想がそれを神武神話にもとづいて 2 月 11 日とするのはご承知のとおりです。

ここで確認しておかなければならないのは、自然状態においては先述した意味において「完全に自由」で「完全に平等」であったものが、国家を形成すると同時に、そこには、合法的にですが、特権的な権力担当者が登場するということです。日本国憲法によれば三権を頂点とする「代表者」は、三権の行使を独占することになります。私自身は消費税増税に反対しても、日本国憲法の手続にしたがって合法的に決定すれば、たとえ私は反対でも強制的に消費税はとられてしまいます。また、私たちがおこなえば監禁や殺人罪として犯罪者になる行為も、国家は合法的に犯罪人を拘留したり死刑にすることができます。その意味で「生命」（死刑）、自由（拘留）及び財産（消費増税）、すなわち、基本的人権を合法的に侵害する特権をもっているのが、国家であり、天皇を頂点とする三権の行使者である国家公務員であるわけです。国家とは、その意味で、巨大

な人権侵害機関であるわけです。しかし、それが、国民の基本的人権を守るためのものであり、合法的な国民合意のルールに従って行使される限り、人権侵害とは言わないというだけです。そうであればこそ、国家権力担当者には、その恣意的な権力行使を防ぐために特別に、憲法順守義務が課せられているわけです。まさに、憲法 99 条の規定がいかに重要な規定であるのかがお分かりいただけると思います。それゆえ、一般国民にはない独自の政治責任を課せられており、その権力行使が国民の眼に見えるように情報公開や説明責任の義務が課せられているわけです。権力者をチェックしコントロールするための最大の武器が、日本国憲法であるわけです。この権力行使に課している制約を取っ払い自由で無制約な権力行使を構想するのが、「自民党草案」であることはすでに見た通りです。

(3)「社会権」――基本的人権＝自由権と社会権

こうして、私たちが主権者として(国民主権)、私たちの基本的人権をまもるための国家(state)を創出し、その基本的人権を守り侵害しないよう国家の権限と権力のルールとして国家権力担当者に与えたものが日本国憲法です。そこで、守られるべき基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」＝「自然権」としての「生命・自由及び幸福追求の権利」＝自由権（自己決定権）であり、これが人権のもっとも基本的なものなのです。

ところで、ロックの『市民政府論』は 17 世紀末のものです。その後、資本主義の発展とともに、古典的な自由権に対する批判が登場してくることになります。自由権を基本的人権とする理解はブルジョア的な形式的自由すなわち法の前の平等を中心とする機会の平等偏重で、実質的な不平等に眼をつむっているのみか実際の不平等を正当化してしまうという議論です。たしかに、ロックのいうように、「出生」や「年齢」や「才能」あるいは「財産」といった現実の不平等を無視して、各人固有の「自由権」＝「自己決定権」がいくら「市民的権利」として憲法によって平等に保障されても、現実に自由にできる自分のプロパティ＝所有が、生命を維持するだけでかつかつの状態では絵に描いた餅でしかないわけですから、この議論はきわめて的を射ているわけです。

「人間は、自分の主人であり、自分自身の一身およびその活動すなわち労働の所有者であるが故に、依然として自分自身のうちに所有権の大きな基礎をもっていた」（§44）というように、ロックの所有論は、プロパティ＝「生命・自由及び財産」論を基礎においた労働価値説にもとづいて主張されています。にもかかわらず、そこでは、他人を雇ってした仕事は、何の疑いもなく自分の仕事と同視されてしまいます。ロックは、何の疑問も抱くことなく、「私の召使いの刈った芝草は……私の所有物となる」（§28）と断言しています。また、これまで見てきたようにロックは、たしかに古典的な意味で自由主義者ですが、決して民主主義者ではありません。普通選挙制度などにはもちろん時代的制約もありますが何の関心もありません。

マルクスが鋭く提起した問題もまたこの点にあります。すなわち、マルクスからいえば他人の労働力の搾取であるものを、「自分のもの」と断定したロックのまさにそのブルジョア的性格を浮き彫りにしたわけです。しかし、注意しなくてはならないのは、自分の「生命・自由及び財産」は自分のものだということは、ロックにおいては「自由権」＝「自己決定権」の根底にすえられていたものであり、労働価値説とともに、マルクスはロックを継承しているということです。マルクスもこの考えを基礎に置いたからこそ、では「資本」は誰のものか、を問うことができたわけです。近代の労働者は封建的な身分制度と土地緊縛から解放されて「二重の意味での自由な労働力」(『資本論』) として、資本や土地などの生産手段との結合を果たすことによって自己を実現することをいわば余儀なくされているわけです。しかも、奴隷的状況においてではなく、基本的人権をもつ人間、すなわち「個人」として自分自身を実現していかなければなりません。

こうして 19 世紀後半から 20 世紀にかけての労働運動の勃興と展開によって、とりわけ、第一次世界大戦以降、社会権が憲法にも規定されて保障されてくることになります。基本的には、

資本と労働の対立といういわば国家から見れば私と私の関係に、国家が介入することになるわけです。自由社会とは資本の自由の跋扈でその前に大多数の労働者が抑圧され、両者の対決が決定的となってきます。このとき、国家も社会に介入する形で、それまでならば私的自治として放置されていた経済レベルにおいても、労働者の基本的人権を保障するようになるわけです。日本国憲法 27 条の「勤労の権利」および 28 条の「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利」の規定は、そうした働く者の権利を保障するものです。もちろん、国家が保障したからといって資本がそのまま労働権を尊重するわけではありません。国家の介入の仕方も刑罰権の行使ではなく、労使間の調停や仲裁などの形態で介入することが基本となります。基本は、労働者が団結して資本と対峙することが重要なわけです。

また、資本の生産再生産過程における技術的発展は、労働者の教育を国家的課題としていきます。資本の側は単なる従順な労働力として、そしてその労働の効率性に教育の目標を限定させようとし、国家は国家秩序維持の視点からあるいは積極的な国家ナショナリズムの担い手育成を狙いとして教育行政に関与してくることになります。しかし、労働者は同時に「個人としての尊厳」を維持し、基本的人権の担い手としての知性と能力の育成を要求し、しかも、基本的人権とそれにもとづく民主主義と平和の担い手としての市民（これこそが「公民」ですが）育成が基本要求となります。教育をめぐってもこうした対立をはらみながらも、そこに基本的人権の担い手として社会権においても保障された「個人」が、一方で「市民」として他方で労働者＝職業人として育成されることこそが、日本国憲法の基本的人権のめざすべき教育のあり方ではないかと思います。こうして、日本国憲法 26 条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定し、その義務を「国家」と「国民」に義務づけたわけです。

ここで、基本的人権視点から教育の課題に触れておきます。ここでは、「生命、自由及び幸福追求の権利」を自分自身の判断で行使できる主体の育成が教育の課題の一つとなります。

ロックは、「なるほど子供たちは、この平等の状態に入るために生まれたのであるけれども、平等の中に生まれたのではない。彼らの両親は彼らがこの世にきた時およびその後しばらくは、彼らに対して一種の支配権および裁判権をもっている」（§55）と言っています。ここでの「両親」は、教師と置きかえても良いわけです。「平等」とは「自由権」の平等で、自分の「生命（肉体）」「行為」「財産」は自分のもので他者の意思も許可にも依存することなく「自らの適当と信ずるところにしたがって」すなわち自由に処置ができるというもので、その自由権は誰にでも平等にあるという意味です。子どもは人権をもつ主体ですが、いまだ人権行使の主体としてはその判断力すなわち理性が十分に形成されていないために、それは、代わって両親あるいは教師が担うものとされています。ですから、両親あるいは教師は、「ある種の支配権および裁判権」をもつのですが、それは、子どもがみずから人権を行使するための判断力と技術を身に着けるために、教育あるいはしつけとして子どもに代わって行使されるものです。すなわち、子どもを自由の主体として育てることがしつけや教育の根本目的なわけです。それは、自分の生命や肉体を傷つける危険から身を守る方法、自己の持ち物と他者の持ち物を区別する判断力、他者への従属ではなくみずから自由で正確な判断をもち行動することのできる精神や技術を身に着けさせ、他者を自分自身と同じように平等で自由な主体的存在あるいは主体形成者として尊重し、お互いを平等な人権主体として尊重しながら平和な秩序をつくりあげることのできる方法と技術を体得し、そして、人権を基本とした秩序破壊に対して勇気をもって対処することのできる判断力と行動力と技術を身に着けさせること、こうしたことが基本課題となるわけです。これこそが市民すなわち公民形成をめざす教育にほかならず、市民（公民）道徳養成の根幹にすえられるべきものです。以上の基本課題を身に着けさせるうえで、子どもの逸脱行為に対しては、両親や教師は「一種の支配権および裁判権」を、きびしく行使するべきであるというのがロックの議論です。もちろん、「一種の」と限定しているようにそれは権力行使そのものではなく教育として行使されなければ

なりません。

一方で、子どもたちは、将来、さまざまな分野の職業について自己を実現していく必要があります。資本や土地といった生産手段から大部分の国民は切り離されており、労働力として市場に登場することを余儀なくされています。その意味で労働者であるわけですが、現代ではそれは職業人として登場することになります。子どもは、人権主体としての「個人」たるべく教育されるのですが、それは、将来の市民（公民）および職業人となるためで、そのための知的および精神的な基本的素養を身に着けることが学びの基本となります。みずからが人権主体として成長しつつお互いに人権を尊重し合う集団的な共同行為を通して、子どもは社会形成の担い手として育てられるわけです。

しかし、人権の主体形成ではなく、人権無視の国家や資本に従順な国民づくりが教育の基本に置かれることになると、事態はまったく異なってきます。そこでは、子どもの人権主体形成の教育ではなく外からの要請を子どもに押しつける教育となってしまい、子どもは単なる管理の対象としてしか扱われなくなります。生徒は単なる管理の対象とされているところでは、みずから人権にもとづく秩序形成の主体になるのではなく、与えられた既成の上からの秩序に従順な生徒が、よい子の理想像となり、これが道徳教育の基本となります。他方で、受験競争、就職競争に勝ち抜くための学力の養成が請徹底的に追求されていくことになります。ここでは、人権主体の形成も人権尊重の秩序形成も不可能となり、いわば戦場と化した学校とそれを上からの強制的な管理によって秩序化しようとする悪循環が帰結していくことになります。

すこし教育に入り込みすぎたきらいもありますが、社会権については、やはり 25 条のいわゆる生存権がたいへん重要です。日本国憲法は、25 条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、国民の「生存権」保障として「社会保障」の義務を国家に課しています。また、9 条の戦争及び武力行使の放棄も、いまでは「平和的生存権」として知られてきていますが、ここでは、25 条について述べておきます。

まず、「社会権」とロックのところで詳しくみてきた古典的な「自由権」との関係が問われなければなりません。マルクスが問うたのは、先にもみたように、自分のものである労働の成果を自分が自由にし得ずに他人のものになっているという点です。マルクスの搾取論の根底には、自由の問題があったわけです。その意味で、「社会権」も、そうした「自由権」の視点から捉まえることが必要だと思います。「生命・自由及び幸福追求の権利」を自由権の視点にたって考えるならば、「健康で文化的な最低限度の生活」とは、「他人の許可や他人の意志に依存することなく、自分自身の生命・肉体を維持し思考し行動することのできる自由、すなわち幸福を追求することが可能な最低限度の生活」ということです。それは、別の言葉でいえば、他人に支配されないで、自分自身が自分の主人として、自由な主体となり得る最低限度の生活が、「健康で文化的な最低限度の生活」ということです。

特定の善意の個人や恩恵に依存することは、そこに必ず、個別的でパーソナルな依存関係が生まれます。国家や社会がそうした保障の主体となるということは、個別のパーソナルな依存関係ではなく匿名の主体によって保障されるわけですから、保障される側はまさに権利として「自由」を得ることができるということです。「個人の尊厳」を保障する自由は、すでに見たように「良心・思想・信教・表現の自由」で、日本国憲法 19・20・21 条が国家権力の介入を許さないもっとも神聖な領域として保障しているものです。こうした自由権の保障があって、私たちは、個人として自由にみずからの「幸福」を追求していくことができます。みずからの「幸福」とは何か、そして、自分自身の人生において追求する幸福にどのような内容と形を与えていのかは、他者に決定してもらうものではなく、まさに自分自身でしか決めることができないものです。それゆえ、個人の「幸福」の形や内容に、国家に不当な介入を許さない保障が、基本的人権として憲法によって保障されており、それが、「個人の尊厳」の保障の意味であるわけです。この点が明確に意識されないと、国家すなわち税金で面倒見てやるのだから、その個人の幸福の形や内容に事細か

く介入するのが当然だという姿勢が国家や行政において姿をあらわすことになります。プライバシーの侵害も横行することになります。屈辱感を押しつけられることになる福祉行政の問題点は、基本的人権の視点から見直されなければならないと思います。

守られるべきは生活ですが、その意味は「自由権」が保障される「最低限度の生活」です。それゆえ、「社会権」は「自己決定権」としての「自由権」を保障するものとして再定義されなければならないと思います。労働が権利として保障されなければならないのも、団結権・団体交渉権が権利として保障されなければならないのも、各人が、「他人の許可や他人の意志に依存することなく、自分自身の生命を維持し思考し行動することのできる自由を確保できる生活」を、労働者が連帯して確保するためです。労働運動もまさしくこうした自由人としての個人の確立と自由人の連合としての新しい社会を展望することになるわけです。「個人の自由な発展と運動との諸条件を自己の統制のもとにおくところの、個人の結合」(『ドイツ・イデオロギー』、岩波文庫版、115 頁)、これがマルクスのめざす新しい社会像です。

以上のように、日本国憲法の基本的人権規定の「生命、自由及び幸福追求の権利」は、「自由権」と「社会権」の二つの柱から成り、「社会権」も「自己決定権」としての「自由権」を基底に置いているものと言えます。

(4)「素人権」――基本的人権＝自由権と素人権

ところで、以上にみたような、国家と資本との関係においてのみ、私たちの基本的人権が問題となるわけではありません。国家権力や経済権力との対峙のなかで基本的人権をいかに守り実現していくかがきわめて重要な課題であることはすでに見たとおりです。しかしながら、高度に発達しかつ複雑な現代社会にあっては、「他人の許可や他人の意志に依存することなく、自由な意志にもとづいて自己決定する」「個人」を確立していくためには、それらに劣らない障壁が立ちはだかってきています。自分自身をとりまく環境を正確に認識して的確な判断のもとに自己決定を下そうと意志したとしても、その環境をどう読み解いていくかが非常に難しくなってきているからです。技術の改善や高度化＝専門化と情報の高度化がそうした複雑さを増してきている要因の一つであるわけです。もちろん、技術の改善や専門化が、各人の「自由権」＝「自己決定権」の選択肢を大きく拡げている面もあります。そうした二面性はきちんと見ておくことが必要です。

たとえば「生命」をめぐって個人に直接的に関係してくるのが、たとえば、病気です。その場合、医師が専門家として私たちの前に登場してきます。かつては、医師は権威的存在でしたから（今でもそうですが)、その診断に一方的に従うしかなかったわけです。生命と病気についての科学はますます高度化＝専門化してきており、素人にとってはますます近づけないものとなってきています。しかし、そうしたなかで、今では、インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンが、患者の権利として認められてきています。そこには、医師と患者の関係において、それまで専門家の領域は素人の口出しできない聖域であったものが、何のための医師＝専門家かが問い直されて、患者＝素人がその「生命・自由及び幸福追求の権利」＝「自由権」＝「自己決定権」をもった主体であり、医師＝専門家はその決定を助けるサポーターであることが認識されてきつつあります。そのことは医師の専門性の意義を貶めるということではありません。死や病気についての価値観の多様化に対応する医療技術の改善や高度化によって、逆に、患者の多様化する要求にも応えることができるようになってきたという側面もあるからです。モルヒネ投与の技術的な改善によって、ターミナルケアの在宅療養も可能となり、患者の自由度を大きく拡げることができるようにもなってきているなどの側面も見逃してはならないでしょう。しかし、それが病院での医療責任放棄の口実にされる危険もあることもまたその一側面です。介護やその他の福祉においても同様の状況を見出すことができるように思われます。そこでの諸問題を解決していく視点は、やはり、患者の「生命・自由及び幸福追求の権利」は患者自身のものであるとの基本的人権の視点であると思います。

これは、ここ 20 年間の大学の変化を見ても一目瞭然です。かつては学生が先生の講義を理解できないという場合には、学生の無能や怠慢ということで済ましていることができました。たとえ先生の講義の方に問題があったとしてもそういうことで済んでいました。ところが、誰のための講義か、誰のための大学かが問われて、学生に対する大学の責任が問われることになりました。その背景には、大学の大衆化や企業側の即戦力をもった人材養成の要求など様々な要因があることは確かですが、根底には、大学で学ぶ知識や技術が学生自身の「社会権」も含んだ意味での「生命・自由及び幸福追求の権利」＝「自由権」＝「自己決定権」に役立ってはいないという深刻な現実があったからだと思います。授業中での私語の横行、それが消えていったかと思うと講義に対する無気力な姿勢の増大、そして、やがては目先の就職への従順で「真面目」な学生の増加というのが表面での動きですが、その背後には、学生の、自分自身を自由な主体として発見し自分自身を自由な主体として定立していくそのための知識と技術を身につけたい、そうした学ぶ喜びを味わいたいという切実な要求があったし今もあると、私自身は考えています。とにかく大学では、いま学生重視、教育重視へ大きく転換しつつあり、いまだ過渡期的な状況にあります。大学における専門家としての教師は、素人としての学生の「自己決定権」をサポートすることが大きな課題となってくるものと思われます。

さて、以上にみたように、私たちの「生命、自由及び幸福追求の権利」の行使に対して非常に大きな影響を与えているのが、国家権力や資本＝経済権力ではなく、実は高度に発展した専門技術を担う専門家あるいは専門家集団であるというのが、ここでの議論の焦点です。すくなくとも日本国憲法は、国家をして基本的人権を保障する制度とし、そして権力担当者にそのことを保障するよう義務づけ、その延長上で国家を通じて資本の人権抑圧を一定レベルにおいてですが規制することを保障しているものです。しかし、ここで出されてきている問題は、こうした議論の枠組みには入らない新たな人権問題を提起しています。ここで扱われている問題は、国家や資本と個人との関係ではありません。医師と患者、教師と学生あるいは生徒の関係です。資本賃労働関係でもなくまた政治的には対等な市民間の関係です。にもかかわらず、ここでの関係は対等というよりもむしろ上下の関係として現出します。なぜなら私たちは誰でも医療行為やあるいは卒業資格を与える教育を行うことはできません。医師は患者のまさに生命（肉体）や場合によっては精神そのものに介入します。一般市民が行なえば人権侵害にあたる行為を、医師は医療行為として合法的に行う権限（資格）をもっているからです。そして、患者も、医師の医療行為を人権侵害ではなく、まさに自分自身の生命（肉体）や精神を治療し救済してくれることが明らかであるために、肉体にメスを入れる行為やプライバシーの侵害にあたる行為を認めるわけです。自分の基本的人権を守り尊重することを目的として、医師は自分自身に指示したり拘束したりするのだということを理解しているからこそ、患者は医師の指示に素直に従うわけです（医師は、食事の制限を命じたり許可なく入院患者が病院を退出することを禁止することができるわけです）。そこでは、「個人」と「個人」の対等な関係が前提にされており、まさに個人の人権を守るためにある特定の専門技術に関して限定的に上下関係が認められているわけです。この目的と専門技術とは関係ないところで、医師が患者に指示したり命じたりすることは出来ないわけです。

官僚制的支配とは、まさに専門家的支配の典型であると同時にきわめて強力な組織的支配です。医師や教師や科学者が専門家であり相当に強力な組織集団として私たちの前に登場してきています。今回は触れることは出来ませんでしたが、マス・メディアもいまやグローバルな巨大組織として素人としての個人の前に登場してきています。しかも、こうした専門家集団は、直接国民が選出しチェックしコントロールし罷免するという政治的な民主主義の手続とは異なる手続でリクルートされ、開かれた批判の対象としてはなかなか見えにくい構造となっています。福島第一原発事故で「原子力ムラ」がクローズアップされましたが、日常的にはこうした専門家集団＝ムラの内実の大部分は国民からは隠されています。にもかかわらず、これらの専門家集団は、政治や経済さらには教育そしてマスメ・メディアなどの各界で強力な影響力を行使しています。そ

れゆえ、それらが個人を圧倒し一人ひとりが人権主体として成立するのを阻む側面を強くもっているわけです。しかし、他方では、こうした巨大組織を形成していく上での不可欠なコミュニケーション技術の発達は、逆にまたこれらの巨大組織を制約し私たちの人権擁護のメカニズムとして再構成することを可能なものとさせるはずです。現代における民主主義の発展は高度に発達した組織集団を必要としていることも間違いありません。それが不当な人権抑圧の機関となるのではなく、私たちの日々の暮らしと基本的人権を守るための機関とすることが大きな現代的課題です。

ところで、こうした専門家の権威に対する権利を「素人権」と仮に呼んでおきます。「素人権」というのは、基本的人権として位置づけるべき重要な権利ではないかと考えてはいますが、いまだまったく未成熟な概念ですので今後の判断に委ねておきます。しかし、専門家といわれる人々も、きわめて狭い限られた領域の専門家にすぎず、人々の人生を構成していく広大な専門領域のほんの一部分を担っているにすぎません。その意味で、専門家もそれ以外の広大な領域についてはまったくの素人でしかなく、素人権はその意味で万人に必要とされる基本的人権であるわけです。すなわち、すべて万人は、素人として平等なわけです。

さて、そうした素人権の制度的保障の方法が情報公開と説明責任です。そして、それは専門家の社会的責任と今まで言われてきたものを構成する二大構成要素です。しかし専門家集団の社会的責任は、専門家としての責任倫理に裏づけられなければ形骸化してしまいます。それが職業倫理です。医師や弁護士が自律的な集団として倫理綱領や倫理規定をもった集団であることはよく知られています。新聞も倫理綱領をもち放送倫理についても制度的に検証する組織をもっているわけです。しかし、まだまだこうした職業倫理が専門家を律する重要な規範として定着してきているとは思えません。国会においても政治倫理綱領が定められ政治倫理審査会も設けられていますが、それが国会議員の行動の内面的規範として確立しているとは、誰も信じているようには思えません。倫理が機能するには、個人を個人として成立させる「良心の自由」（日本国憲法 19 条）の確立が必須の前提条件ですが、日本の教育体系はすでに見たようにそうした根本的な課題にはあまり関心をはらっていないように思われます。こうした職業倫理と公民としての市民（公民）道徳の育成が、道徳教育の根幹に置かれなければならない所以です。

おわりに――今こそ地域から人権を！

基本的人権が、「自分」と「他者」とを明確に分離し「個人」と「個人」を基本単位とする社会形成そして国家形成の基本原理であることはこれまで詳細に見てきたとおりです。しかし、巨大な組織集団としての「国家」や、多様で巨大な「資本家」集団の登場のなかで、「専門家」集団の組織としての官僚制はますますその国家や社会の統制力を、しかも高度に発達した技術的手段を駆使して強めていくものと思われます。その意味で、現代は、ロックの時代のような今からみれば牧歌的な時代とは、ある意味ではまったく相貌を異にする時代に突入しつつあります。

古典的な自由主義の時代ではすでになく、官僚制的な専門家集団がいまや支配集団として国家や資本に並び立つ現代の組織社会においては、自由で自律的な個人を確立するためには、これまた連帯して自由な個人の成立を阻むさまざまな動きに対峙していくことが求められています。

しかも、日本においては、基本的人権を守り実現させる砦ともいうべき日本国憲法を根本から破壊することを明言して登場した安倍晋三内閣が、この夏の参議院選挙でも勝利して政権の完全掌握をめざしています。

現代日本の国家や資本そして専門家集団が、世界のグローバリゼーションに対応するべく、さまざまな「改革」をかかげて次々と手を打ってきていますが、そこに完全に欠落しているものが基本的人権視点です。基本的人権視点欠落あるいは敵視の国民結集の中心に据えられているのが「天皇を戴く」国家で、天皇を収れん点とするナショナリズムです。

それに対して私たちは、「地域人権」を掲げています。基本的人権を私たちの連帯の基本に据

えよう。そして私たちの足元から、すなわち、地域に根差した人権の連帯を築きあげよう。基本的人権を軸にした国民を形成しよう。基本的人権を基礎にした国家を形成しよう。基本的人権すなわち普遍的原理に基礎をおいて世界形成に参加しよう。Think globally, act locally （地球的規模で考え、地域から行動しよう）。これが「地域人権」の意味するものではないかと思います。

ご清聴ありがとうございました。